

第2号様式

鹿児島県警察における通信指令業務の運用に関する訓令（概要）

（平成10年10月28日 鹿児島県警察本部訓令33）

本訓令は、通信指令業務の運用に関して必要な事項を定めたものである。

本訓令の主な内容は

- 通信指令業務の基本
- 通信指令室の組織
- 無線自動車等運用の原則

等である。